

議案第百十一号

臨海部広域斎場組合規約の変更に関する協議について

右の議案を提出する。

平成三十年十一月二十九日

提出者 港区長 武井雅昭

臨海部広域斎場組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第二項の規定に基づき、臨海部広域斎場組合の経費の支弁の方法を変更するため、別紙の規約により協議を行い、臨海部広域斎場組合規約の一部を変更する。

（説明）

臨海部広域斎場組合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第二百九十条の規定に基づき、本案を提出いたします。

## 臨海部広域斎場組合規約の一部を変更する規約

臨海部広域斎場組合規約（平成11年10月20日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

区 分	負担割合等
管理運営経費	100分の10は均等割により、100分の90は利用実績割（当該会計年度の各区の住民の利用実績に基づく使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
建設経費	火葬炉の利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく火葬料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
火葬場整備事業に係る用地取得費及び整備費	
施設整備基金積立金（決算剰余金の積立てを除く。）	葬儀式場の利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく葬儀式場等使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
地方債の元利償還金	火葬場利用分と葬儀式場利用分とに分けて、火葬場利用分は、火葬炉の利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく火葬料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。 葬儀式場利用分は、葬儀式場の利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく葬儀式場等使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。

### 付 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。